

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1029 号（諮問第 1694 号）

件名：復命書等の開示決定に関する件

- 1 開示請求
平成 30 年 4 月 20 日
- 2 原処分
平成 30 年 6 月 1 日（開示決定）
愛知県知事（以下「知事」という。）は、別記 1 に掲げる開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、別記 2 に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定して開示した。
- 3 審査請求
平成 30 年 6 月 4 日
原処分の取消しを求める。
- 4 諮問
令和 4 年 7 月 21 日
- 5 答申
令和 4 年 12 月 23 日
- 6 審査会の結論
知事が、本件開示請求に対し本件行政文書を特定して開示したことは妥当である。
- 7 審査会の判断
 - (1) 判断に当たっての基本的考え方
愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。
当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。
 - (2) 本件審査請求について
審査請求人は、審査請求書において、「文書の全部が特定されていない。」と主張していることから、本件開示請求について実施機関が行った文書特定に誤りがあるか否かを以下検討する。
 - (3) 本件行政文書の特定について
当審査会において別記 2 文書 1（以下「文書 1」という。別記 2 文書 2

も同様とする。) 及び文書 2 の内容を確認したところ、出張を命じられた健康福祉総務課長が平成 29 年度に出張し、その内容及び結果を報告する復命書又はそれに相当する文書であり、本件請求内容に合致する文書であると認められた。

これに対し、審査請求人は、審査請求書において、「文書の全部が特定されていない。」と主張しているが、文書 1 及び文書 2 を特定した開示決定は、条例第 13 条により開示決定等の期限を延長した上で、開示請求に係る行政文書のうちの「相当の部分」を開示決定等（以下「先行決定」という。）したものであり、先行決定においては、開示請求に係る全ての文書を特定し開示決定等する必要はない。

(4) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別記 1

健康福祉総務課に対する開示請求
課長の復命書 (H29 年度)

別記 2

文書 1 復命書 (平成 29 年 11 月 24 日付け)
文書 2 「平成 30 年度国の施策・取組に対する愛知県からの要請」活動状況
報告書